

実施計画申請書等添付図書一覧表

[◎は実施計画書に添付する図書]

提出先 添付書類	総合政策課	建築安全推進課	自然保護課	生活環境課	文化財課	農地利用課	森林保全課	水産資源課	公共用地課	道路企画課	道路保全課	河川砂防管理課	河川企画課	砂防課	港湾企画課	港湾整備課	漁港整備課	警察本部地域課	土地対策課	土木事務所等	備考
1 位置図	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
2 計画地及び周辺の現況図	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
3 マリーナ建設計画平面図及びA3縮小図	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
4 公図(写)	◎	◎				◎	◎		◎		◎	◎	◎		◎		◎		◎	◎	(注1)
5 現況写真	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
6 緑化計画平面図及び緑化計画書			◎				◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	
7 地形勾配現況図		◎	◎										◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	(注2)
8 造成計画平面図		◎	◎		◎		◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	
9 給排水系統図		◎	◎	◎			◎	◎			◎		◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	(注3)
10 防災施設計画平面図		◎					◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	
11 道路計画平面図		◎					◎			◎	◎								◎	◎	
12 公共用地改廃対照図									◎		◎	◎							◎	◎	(注4)
13 現況地盤の横断面図、完成後の横断面図等		◎	◎				◎					◎	◎	◎					◎	◎	(注5)
14 道路構造図・縦横断面図		◎	◎				◎			◎	◎								◎	◎	(注6)
15 汚水処理施設設計図書		◎	◎	◎															◎		(注10)
16 外郭施設の横断面図								◎				◎	◎		◎	◎	◎		◎	◎	
17 係留施設の構造図・断面図等								◎				◎	◎		◎	◎	◎		◎	◎	
18 外郭・係留施設等の構造物の設計計算書								◎				◎			◎	◎	◎		◎	◎	
19 駐車場の必要面積計算書								◎			◎				◎	◎	◎		◎	◎	
20 がいけの断面図		◎					◎						◎	◎					◎	◎	
21 擁壁の構造図		◎					◎							◎					◎	◎	
22 森林計画図(写)、立地調査結果通知書	◎						◎												◎		
23 利害関係者等の同意書	◎						◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎	◎	(注7)
24 土地取得調書(別紙1)						◎	◎												◎	◎	
25 登記事項証明書(写)						◎	◎												◎	◎	(注8)
26 取得対象の公有地に関する調書(別紙2)									◎										◎	◎	
27 地権者の同意書(別紙3)							◎												◎	◎	
28 農用地区域が含まれていない旨の証明書	◎					◎													◎	◎	
29 給水承諾書																			◎	◎	
30 地下水等の利用計画書(別紙4)							◎												◎	◎	
31 預金残高証明書、融資証明書							◎												◎	◎	
32 事業者、工事施行者の業務経歴表(別紙5)																			◎	◎	(注9)
33 設計者の業務経歴表(別紙6)、資格証(写)																			◎	◎	

- (注1) 建築安全推進課には宅地造成工事規制区域を含む場合に提出すること。
港湾企画課には港湾区域、臨港地区、港湾隣接地域又は漁港区域を含む場合に提出すること。
なお、施行区域が漁港区域内にかからない場合にあっても、上下架施設として漁港区域内を利用する場合は審査を行う。
森林保全課には林地開発許可申請が必要な場合に提出すること。
- (注2) メッシュ図は自然保護課及び土地対策課に提出すること。
- (注3) 森林保全課、河川企画課及び砂防課には雨水排水施設のみ提出すること。
自然保護課には、浜名湖流域に関係のある事業のみ提出すること。
- (注4) 河川砂防管理課には水路関係のみ提出すること。
- (注5) 自然保護課には自然公園区域を含む場合に提出すること。
- (注6) 自然保護課には自然公園区域を含む場合に提出すること。
森林保全課には林地開発許可申請が必要な場合に提出すること。
- (注7) 水産資源課及び河川企画課には放流先河川等に係る利害関係者との協議書、同意書等のみ提出すること。
道路企画課及び道路保全課には道路管理者又は公安委員会との協議書、同意書等のみ提出すること。
森林保全課には林地開発許可申請が必要な場合に提出すること。
- (注8) 農地利用課には現況農地又は登記記録上の農地の部分のみ提出すること。
- (注9) 法人の登記事項証明書、定款、資格証(写)、直近の決算報告書を添付すること。
- (注10) 自然保護課には、浜名湖流域に関係のある事業のみ提出すること。

※ 当該マリーナ建設事業が、都市計画法、宅地造成等規制法又は森林法の規定の許可対象に該当する場合は、要綱で定めた様式第1号(実施計画承認申請書)、要綱に基づく申請書等の標準作成要領で定めた書類及び各々の法令で定めた様式(添付図書を含む。)を提出すること。